

# 2024 小城市フットサルリーグ実施要綱

## 1 参加資格

- (1) 小城市サッカー協会に登録され、チームの活動拠点が小城市内であり、小城市内在住又は在勤（在学）の16歳以上で8名以上の選手で構成されていること。ただし未成年者については保護者の同意が必要である。
- (2) 小城市サッカー協会加盟金 5,000 円を納入するチームであること。
- (3) フットサルリーグ参加費 10,000 円を負担したチームであること。
- (4) 公認審判員がチームに3名以上いるチームであること。（2024年度中に取得すれば可）
- (5) 前年度のリーグ戦の試合を2試合以上放棄したチームは参加できない。

## 2 競技規定

- (1) 2023-2024 日本サッカー協会フットサル競技規則を準用するほか、運営会議で決定された事項による。
- (2) 1部7チーム、1回戦総当たりのリーグ戦とする。
- (3) 1試合の交代人数に制限は設けない。
- (4) 試合球は各チームで用意すること。
- (5) 試合時間は1部40分のランニングタイムとし、ハーフタイムは5分とする。
- (6) 試合開始時間になっても3名未満の場合は不戦敗とし、スコアは8対0とする。  
その場合、不戦敗としたチームは勝点-3とする。
- (7) 試合中、主審により退場を命じられた選手及び警告が累積2枚になった選手は次の1試合を出場停止とする。
- (8) ユニホームはソックスを含め、背番号が貼り付けられた上下揃ったものを正・副2着用意すること。
- (9) 靴（シューズ）は裏が黒色以外のゴム製のものを使用すること。
- (10) 選手登録の追加は随時認める。しかし、シーズン中の小城市リーグ参加チーム間の移籍は認めない。違反行為については、該当試合を無効とし、違反を行った該当チームの勝ち点を3減とする。なお、該当者は以降のシーズン中の参加を認めない。  
2重登録及び、成りすまし行為についても、同様とする。

## 3 会場規定

- (1) 会場準備は当番のチームと第1試合の両チームで試合開始10分前までに完了すること。
  - ①ベンチ用椅子各10脚、試合運営用机2台、椅子4脚
  - ②得点盤
  - ③ゴール、ネット各2個

④ゴール裏ネット張り

- (2) 後片付けは最終試合を行った両チームで行うこと。この際、会場にごみが落ちていないないように確認すること。
- (3) 会場にごみを捨てて帰らないこと。ごみは必ず持ち帰ること。
- (4) 車の乗り入れは各チーム 5 台までとし、周辺には絶対路上駐車をしないこと。
- (5) 当日の運営当番チームが必ず体育館使用簿を記入し、後片付け後管理人に報告すること。
- (6) 最終試合終了後、当日の運営当番チームが試合結果表を記入しクリアケースの入れておくこと。
- (7) 試合開始 10 分前までに第 3 審判へメンバー表を提出すること。

#### 4 審判

- (1) 相互審判制とする。審判担当チームは少なくとも 3 名以上で行うこと。
- (2) 審判 2 名は可能な限り有資格者で実施すること。
- (3) 審判の用具 1 式は各自が用意し、有資格者についてはワッペンのついた審判服を着用すること。
- (4) 第 3 審判は記録簿を付けるとともに、ファールカウント、タイムキーパー等第 3 審判の役割を果たすこと。第 3 審判は 2 名以上で行ってもよい。

#### 5 試合日程

- (1) 試合日程の変更は原則として行わないが、やむを得ず変更する場合には 2 週間前までにブロック代表へ連絡すること。

#### 6 順位決定

- (1) 勝点を次のとおり与える。（勝）3 点（引き分け）1 点（負）0 点
- (2) 勝点が同じ場合は、得失点差の多い方を上位とする。
- (3) なお、同得失点差の場合、総得点の多い方を上位とする。
- (4) なお、同総得点の場合、対戦成績の優れている方を上位とする。
- (5) 上記により順位が決定しない場合は、運営委員会にて決定する。

#### 7 ブロック編成

- (1) 1 部 7 チームとする。

#### 8 表彰

- (1) 1 部ブロック優勝チームに優勝杯、記念品を与える。
- (2) 1 部ブロック準優勝、3 位に記念品を与える。

## 9 処分

- (1) その他、本要項に違反したチーム及び選手の処分は運営委員会にて決定する。
- (2) 運営当番を放棄したチームは勝点 2 を減点する。
- (3) 割当て審判員を派遣しなかったチームは勝点 2 を減点する。

## 10 規律委員会

- (1) 規律委員会は協会規律委員長及び審判委員長、連盟代表、当該ブロック代表及び運営委員により構成され、委員長は必要に応じて関係者を招集することができる。

## 11 その他

- (1) 選手の負傷等については、協会及び連盟は一切責任を持たない。(各チームでスポーツ保険等に入るなど処置すること。)
- (2) この要項に規定しない事項が発生した場合は、運営委員会にて協議し決定する。

## 附則

この要綱は、平成 23 年 1 月 1 日より施行する。

この要綱は、平成 24 年 7 月 22 日より施行する。

この要綱は、平成 29 年 4 月 9 日より施行する。

この要綱は、平成 30 年 4 月 8 日より施行する。

この要綱は、平成 30 年 7 月 1 日より施行する。

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

この要綱は、令和 3 年 4 月 12 日より施行する。

この要綱は、令和 4 年 4 月 17 日より施行する。

この要綱は、令和 5 年 3 月 26 日より施行する。

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。